

OCMA 通信



令和 3 (2021) 年度介護報酬改定が公表されました

1 月 18 日の社会保障審議会 介護給付費分科会において、令和 3 (2021) 年度介護報酬改定内容が公表され、全体で 0.7% のプラス改定となりました。介護支援専門員に係る改定内容は以下の通りです。



1. 居宅介護支援関係

- ①基本報酬の引き上げ (0.7% を上回り約 1.02% の引き上げ)
- ②質の高いケアマネジメントの推進～特定事業所加算の見直し等 (新たに特定事業所加算 A を創設)
- ③質の高いケアマネジメントの推進～介護サービス情報公表制度において公表 (訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与サービス並びに同一事業者割合)
- ④通減制の見直し (ICT 等活用する場合は適用を 40 件未満から 45 件未満に)
- ⑤医療機関との情報連携の強化 (通院時情報連携加算の創設)
- ⑥看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価 (ケアマネジメント業務を行ったが、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合の基本報酬評価)
- ⑦介護予防支援の充実 (委託連携加算の創設)
- ⑧退院時等カンファレンスにおける福祉用具相談専門員等の参画促進 (退院・退所後に必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等の参加要請)

2. その他

- ①業務継続に向けた取り組みの強化 (感染症・自然災害時業務継続計画 (BCP) の作成等)
- ②看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実 (「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組の施設サービス計画反映)
- ③居宅療養管理指導 (薬剤師; 居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言の実施)
- ④居宅療養管理指導 (医師・歯科医師; ケアマネジメントに活用されるようにする観点から、介護支援専門員への情報提供に当たっての様式について見直し)
- ⑤人員配置基準における両立支援への配慮 (職員が育児・介護の短時間勤務制度を利用する場合に、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。)
- ⑥ハラスメント対策の強化 (全ての介護サービス事業者にハラスメント対策を求めることとする。)
- ⑦会議や多職種連携における ICT の活用 (運営基準や加算の要件等における各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から見直しを行う。)
- ⑧認知症共同生活介護における計画作成担当者配置基準の緩和
- ⑨利用者への説明・同意等に係る見直し (業務負担軽減の観点から電磁的記録による対応を原則認め、署名・押印について様式例から押印欄を削除する)
- ⑩員数の記載や変更届出の明確化
- ⑪記録の保存等に係る見直し (電磁的な対応を原則認め、その範囲を明確化)
- ⑫運営規程等の重要事項について、ファイル等で備え置くこと等を可能とする。
- ⑬生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証 (検証したケアプランの次回の届出は 1 年後とする)
- ⑭サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 (区分支給現限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出)
- ⑮高齢者虐待防止の推進 (虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める)

なお、今後解釈通知や Q&A などが 3 月以降に発出される可能性がありますので、引き続き注視ください。

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 会長 瀧田 和則

“ 会員 ” について考える

御自身は何を契機として、何を思い考えて入会されましたか？

情報や研修の機会を得たい、職能団体に入会するのは当然のこと、上司や先輩に言われた等々。人それぞれの考えや思いがあるかと思います。今回、会員の皆さまに少し考えて頂きたいこと、述べさせていただきます。

倫理綱領

当協会の HP に掲載されております。今一度、ご確認ください。私達、介護支援専門員が行うこと、大事とすること、社会に宣言している文章です。倫理綱領があり、それを遵守しての活動、会としての基本となります。

職能団体であること

当協会は職能団体です。同じ資格や業を為す者が自主的に集まって構成する団体です。強制ではなく、自主的な活動です。会としての活動を作るのは会員一人一人の自覚や活動です。皆さんが「自分がしなくても、誰かがしてくれる」と考えていると、先細りとなります。

地域の居宅連絡会との違い

職能団体である当協会とは目的が大きく異なります。連絡会、市町村単位で情報共有等を目的とすることが多いです。当協会は個人単位の職能団体です。事業所の会ではありません。仮に当該事業所を退職されても介護支援専門員であることは変わりません。

日本介護支援専門員協会

当協会の会員は日本介護支援専門員協会の会員となります。介護保険制度や報酬、国で決めることとなります。国の審議会等で意見できるのは全国組織の団体となります。会員数が少なければ、意見を述べる機会も、意見を通すことも困難になります。入会しないことによって、結局は国単位の制度や報酬改定で不利になること。また、自分達の為だけでなく、利用者や地域のより良い生活を実現するための代弁ができなくなる可能性があること、よくお考えいただきたいと思います。

楽しさ

人間、楽しくない活動は遠慮します。自分の場合、地域を越えた交流や意見交換、研修の企画や実現が楽しみです。専門職として責務を果たしつつ、楽しく活動頂ければ、と思います。



事務局長 中辻 朋博

事業部活動紹介「職能対策部」の活動報告

職能対策部は、部会員 6 名で構成され、毎月第 4 金曜日の 19 時から OCMA ホールで定例会を行っています。活動方針としては、会員の皆様の職能を高めるための研修等の企画・推進を基本としています。具体的な活動内容は、施設ケアマネジャーを中心とした研修会の組み立て、主任ケアマネジャーの資質向上研修の組み立て、多職種協同の研修の開催です。まず、施設ケアマネジャーは、多くの場合「定員 100 名までは、1 名のケアマネジャーの配置」という基準に沿い、一人ケアマネが多く存在し、施設間の交流及び親睦等の機会が少ない状況が続いています。それは、施設ケアマネジャー対象の研修会が少ない事も要因の一つだと捉え、研修会を通じて、施設間（横の繋がり）の関係性を少しでも広げることができれば、業務上の悩みを相談できる幅も広がるのではないかと考えます。そこで 2 月 27 日に「施設ケアマネジメント実務を確認しましょう」と題した研修会をオンラインにて開催いたします。主任ケアマネジャーの資質向上研修に関しては、スーパーバイザーとして位置付けられている主任ケアマネジャーが、スーパーバイズに関し悩み、不安があるという声を研修に反映させ、自信を持ち、より専門性の高い業務遂行のきっかけになる事を望みながら研修を組み立てています。これからも、主任ケアマネジャーから発信された要望を汲み、より充実した研修の組み立てを実践できるように考慮し活動していきます。多職種協同の研修については、数年前からリハ職との研修を行っています。介護保険法が求める自立支援に関して、特に身体的な自立支援を焦点に当てた場合、訪問リハ・通所リハ・訪問看護等リハ職との連携が重要です。ケアマネジャーとしてリハ職との良好な関係性こそが、介護保険を利用されているご本人にとっての身体的自立向上、しいては自立支援への道標ではないか、との考え方もあり、ケアマネジャーとリハ職との協同・連携を深める事ができるように、研修会を組み立てています。会員の皆様にとって、魅力的と思える研修会等を企画し開催することに、力を注ぎたいと考えています。

職能対策部 藤田 徹

新役員紹介

◇新たに就任された理事・監事の紹介です。◇

(①推薦団体、②所属の組織あるいは職場、③趣味、④好きな食べ物、⑤今後の抱負)



藤田 徹 理事 (ふじた とおる)

- ①社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 老人施設部会
- ②社会福祉法人大阪光風会 特別養護老人ホーム幸楽園 (施設長)
- ③お酒を飲みながら、サスペンスドラマを見ながら、1人で泣く事
- ④海老入りマカロニグラタン
- ⑤多くの会員の皆様が、入会して良かったと思って頂ける企画を、ご意見を反映しながら一つでも多く組み立てたいと思っています。



中本 勝也 理事 (なかもと かつや)

- ①公益社団法人大阪社会福祉士会
- ②社会福祉法人邦寿会 どうみょうじ高殿苑
- ③自転車 釣り ランニング キャンプ
- ④卵料理
- ⑤人々がつながりを実感できる社会と社会的包摂の実現を目指す専門職として、今後とも協働していきたいと思っています。



大谷 信哉 理事 (おおたに しんや)

- ①第V推薦区
- ②社会福祉法人悠人会ベルタウン介護相談センター
- ③動物大好き ラブラドルレトリバーを飼っています。
- ④お酒大好き。つまみになるものが好きです。
- ⑤我々の仕事は、業務負担が大きいですが、社会的評価も高いです。更に評価に見合った環境になるように提言していきます。



高田 敬子 理事 (たかた けいこ)

- ①公益社団法人大阪府栄養士会
- ②特別養護老人ホーム 旭さくら苑
- ③ウクレレ、旅行
- ④チーズ、いちご
- ⑤地域包括ケアシステム構築に向け、多職種と「食支援」での連携をはかり、本協会の発展に貢献できるよう努めます。



鹿島 洋一 理事（かしま よういち）

- ①一般社団法人大阪府私立病院協会
- ②医療法人新仁会（理事長）
- ③温泉旅館に宿泊すること、テニス
- ④魚料理
- ⑤理想の地域包括ケアシステムが地域において成り立つためには、「医療と介護の連携」が必須と思います。病院に対してケアマネ協会の情報の提供、そして、医師としてケアマネとの協働を今後も続けていければと思います。



大浪 雅子 理事（おおなみ まさこ）

- ①第Ⅵ推薦区
- ②ケアプランセンターみやび
- ③家庭菜園
- ④ワタリガニ
- ⑤介護支援専門員が日頃感じている共通の課題を、少しでも解決できるように情報発信していきたいと思っております。



峯山 建道 理事（みねやま けんぞう）

- ①第Ⅳ推薦区
- ②河内長野市東部地域包括支援センター
- ③ジョギング、野球、空手
- ④酒類全般と焼き鳥
- ⑤令和2年度から、初めて推薦理事として協会の活動に参加させて頂いております。右も左もわからんままですが、頑張ります。

122号より掲載しておりました、今期の役員紹介は以上となります。
会員の皆様、あらためましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

食支援「食べることは生きること」(第3回目)

新型コロナウイルス感染症の対策に振り回された2020年以降、感染に対する不安な日々が続いています。「高齢者は要注意」と毎日のようにテレビ・新聞等で報道され、これまで以上に高齢者の健康管理についての支援が必要と考えます。昨年の総務省統計による日本の高齢者数は、3,617万人(内100歳以上は約8万人)、高齢化率は28.7%で、超高齢社会となっています。一方、高齢者の平均寿命と健康寿命の差が男性7~8年、女性12~13年であり、数年間は要介護状態となる方々がおられ、医療、介護等の利用が増大してきています。そこで、健康寿命の延伸に向け、地域での医療・介護・福祉の連携が重要となり、地域包括ケアシステムの構築が進められています。その鍵となるのが、ケアマネジャーであり、その存在は、超高齢社会の支援者として大きく期待されています。

歯科医療においてもケアマネジャーとの連携は欠かせない事項であり、「全身の健康は口腔の健口から」の意識を共有していただき、地域を支える担い手として、共に貢献したいと願っています。最近、「フレイル〈虚弱〉」という語を耳にされているかと思います。要介護状態と健康な状態の間とされ、適切な介入により元の健康な機能へと戻せる時期と考えられています。歯科においても、「オーラルフレイル(口の虚弱)」という概念を考案し、高齢者の方々に提唱しています。老化に伴う、口腔の様々な変化(歯数の減少、硬いものが噛めない、むせる等)のため起こる機能低下や困り事を、ささいな衰えだと放置し、適切な介入をせずに過ごすことにより、食べる機能の障がい、さらには身心機能の低下に繋がると警鐘を鳴らしています。オーラルフレイルを予防することは全身のフレイル対策につながります。利用者様の変化に気付いた場合は、単に老化による衰えと放置せず歯科への相談・受診を勧めていただきたいと思います。日頃から、かかりつけ歯科医が居ると、安心ですが、通院が困難な状態の方には訪問歯科診療も選択肢になります。「入れ歯の不具合や歯が痛い、飲み込み時にむせる等」は自力で解決はできませんし、毎日の食事の際には支障があり、食事時間が苦痛に感じられてきます。食事量の減少や栄養バランスの偏りにつながり、健康状態にも影響が生じます。硬い食品を噛まない生活を続けると、噛む機能が損なわれ、やがて、「噛めない口」へと変化していきます。噛む機能や飲み込む機能を維持することは誤嚥性肺炎の予防にもつながります。

パリッ、シャキッという食感をいつまでも味わえ、毎日の食事を美味しく楽しく安全に摂っていただく事は、健康寿命延伸の要と考えていただきたいと思います。私たち歯科衛生士会では、「マイナス1歳からの健口管理で、一生自分の口で食べる」の考えをもとに、様々な活動を行っています。高齢者の方々には、口腔の清潔を保つこと(入れ歯も含め)はもちろん、口腔の機能を維持していただき「一生自分の口で食べる」を保っていただけるよう支援しています。そこで、口腔機能を維持、高めていただくための体操を一部ご紹介いたします。利用者の健康づくりにお役立ていただけることを願っています。

大阪府歯科衛生士会選出理事 島 幸子

《 口腔機能を高める体操の例 》

舌体操
舌を口から出し上下、左右、口の周り方向へ動かす



唾液腺マッサージ
唾液の出口付近をマッサージし唾を出す



ぶくぶくうがい
水を少量含み、両頬や上下唇を動かしながら水中で勢いよく動かし、唇や頬の筋肉をトレーニング



あいうべ体操
あ・い・う・べと発声することで、舌や口回りを動かし唾を出す

人間本来の鼻呼吸で免疫カアップ あいうべ体操カード	口と鼻は鼻の入り口 キレイに保つ
あ	口を大きく「あ〜い〜う〜べ〜」と動かします ●できるだけ大きめに、声は少なくてOK!
い	●1セット4秒前後のゆっくりとした動作で!
う	●一日30セット(3分間)を目録にスタート!
べ	●あごに痛みのある場合は、「い〜う〜」でもOK!

お風呂で、トイレで、通勤途中に、駅で、いつでもどこでも思い出したらやってみてください

府民情報発信部の 押しかけインタビュー



今回は、昨年 11 月 26 日に設立された西淀川支部の支部長、中島洋海さんにインタビューいたしました。

Q はじめまして。この度は西淀川支部設立、おめでとうございます。そしてお疲れ様でした！早速ですが……今まで西淀川に支部がなかったのですが、どのような経緯で支部長をされることになったのか、教えてください。

中島：実は、協会の会員になってすぐに支部設立を決めました！

Q なかなか、例のないことですね \ (◎o◎) / ! 一緒に立ち上げたメンバーのみなさんは、どのように集まったのでしょうか？

中島：支部の役員は 9 名ですが、もともとある区の連絡会の役員とほぼ同

じメンバーです。区内で、研修会などの実施ができていないことも課題でしたし、そういった活動をしていきたいと思い、支部の立ち上げを決心しました。

Q そうなんですね。一緒に活動しようとそれだけの方々が中島さんのところに集まってくれること、素晴らしいですね。そんな中島さんの経歴もお聴きしたいです。

中島：私はこの仕事の前は医療業界にいました。そこで経験したことから、自分は「人に優しいケアをしたい」ということに気づき、それを実現するために選んだのがこの仕事でした。介護福祉士、ケアマネジャー、主任ケアマネジャーと資格取得し 2007 年に在宅のケアマネジャーとして現職場で在宅の管理者をしています。

Q 志も素晴らしいですね。支部の会員は何人ですか？また、この地域はどんな地域でしょうか？

中島：現在は支部の会員約 25 名です。西淀川区は、介護保険の自己負担 2 割や 3 割の方はほとんどいない下町のイメージです。利用者の家族に「いつも●●で飲んでるねー」などで行きつけの飲み屋さんのお話をされることもよくあります（笑）

Q 楽しそうですね！気さくな大阪の町ですね。では最後に、これからどのような支部を目指しているか、教えてください。

中島：一言で言えば「能動的な団体」にしたいと思っています。行政や包括頼みにならず自主的に研修を実施していくよう考えています。どんどん活発に活動したいと思います。



コロナ禍での支部設立、大変だったと思います。また、今回も感染対策をしながらインタビューさせていただき、ありがとうございました。地元愛を感じる、中島さんでしたが、仲間と飲みながら熱く介護業界のことを語り合うこともあるとのこと。今は機会を作れないですが、そんな飲コミュニケーション!も大切ですね。これからの支部のご発展をお祈りいたします。

ありがとうございました！

府民情報発信部 小宮 悦子



研修センター事務局便り



1. 令和 3 年度大阪府介護支援専門員更新研修の案内について

下記の表のとおり、**令和 5 年**に満了を迎える方に研修の案内をしました。
封書の研修案内が届いていない場合は、当協会 HP「法定研修のご案内」に同じ内容を掲載していますので、そちらをご確認ください。

①研修案内	対象要件1	対象要件2	発送時期
更新研修	介護支援専門員証の有効期間満了日 が令和 5 年に該当する方。	「大阪府登録」の方 (証明者が「大阪府知事」)	令和3年1月末 発送済み

- ※ 更新研修の申込用紙は**2種類**あります。案内をよくご確認の上、申込締切日までにお申込ください。
- ※ 期間に該当する方全てにお送りしています。主任更新研修で更新される方にも案内しております。
- ※ 主任更新研修については、2 月から 3 月頃に案内を予定しています。

[重要]大阪府介護支援専門員証等の有効期間の特例について

■特例措置の対象者:大阪府登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が**令和3年1月1日から、令和5年12月31日**までの者(令和 5 年に満了を迎える方についても、特例措置の対象となりました。)

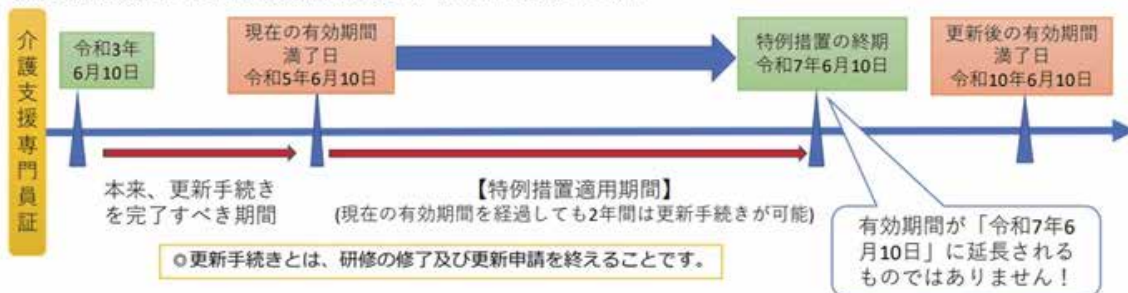
特例措置適用期間中の研修の受講等について

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置とは、大阪府が認める期間内は、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いのことを言います。当該取扱いの考え方は、次の通りです。

- ① 大阪府の認める期間とは、介護支援専門員証又は主任介護支援専門員有効期間満了日の翌日から「2年間」です。
- ② 資格を喪失しない取扱いとは、本来、更新手続き(研修の修了及び更新申請を終えること)を完了すべき期間に更新できなくとも、大阪府が認める期間(2年間)に更新手続きを行えば更新できる(資格喪失しない)ということです。(有効期間満了日が延長されたわけではありません。したがって、更新手続き後の、新たな介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間は、現在の介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間満了日の翌日からとなります。)

特例措置適用期間中の更新手続き及び有効期間について

(例) 介護支援専門員証の有効期間満了日が令和5年6月10日の場合



詳しくは、大阪府ホームページをご確認ください。<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/tokureisochi.html>
更新研修の受講は計画的に行っていきましょう。

2. 大阪府介護支援専門員証の更新手続きについて《手続き方法が変わりました!》

=更新手続きの対象者:有効期間満了日が**令和 3 年 1 月 1 日~12 月 31 日**までの方=

- ① 「更新手続きについてのご案内」を郵送します。介護支援専門員証の有効期間満了日をご確認の上、有効期間満了日まで必ず、忘れずに申請を行って下さい。
- ② 更新申請手続きの受付:介護支援専門員証の有効期間満了日**2 か月前**から、申請をお願いします。
- ③ 更新申請手続きの仕方:原則、郵送(簡易書留)のみ。

※ご案内の対象は、大阪府登録で大阪府介護支援専門員更新研修を修了、又は、有効期間満了日以内に必要な研修を既に修了し、証の有効期間更新に必要な研修(現任者向け研修や他府県で受講された研修等)の修了証の写しを提出している方です。必要な研修を受けられただけでは、案内はいきませんので、必ず、ご自身で上記手続き期間内に申請をお願いします。

※更新手続きには、研修修了証の写しが必要です。研修修了証は、大切に保管ください。

《入会状況》 令和 2 年 12 月末日現在 正会員 3,021 名 (有効会員数 2,971 名 賛助団体 81 団体)

第 125 号 (発行日 令和 3 年 2 月 28 日)

編集/発行 公益社団法人 大阪介護支援専門員協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1 丁目 7 番 31 号

OMMビル (大阪マーチャндаイズ・マートビル) 3階

TEL 06-6943-0577/FAX 06-6943-0571

HP アドレス=<http://www.ocma.ne.jp>

Mail アドレス=info@ocma.ne.jp